

## 第1号訪問事業 重要事項説明書

## 1. 事業の目的・運営方針

## ■事業の目的

要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことが出来るよう、総合事業サービスを提供することを目的とします。

## ■運営方針

事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

## 2. サービス内容

事業所が行なうサービスは以下の通りです。

■総合事業訪問介護は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排泄や食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

■総合事業訪問介護計画の作成 ■介護指導・助言

■健康管理 ■服薬管理 ■健康相談 ■生活相談

■更衣・入浴・整容・食事・排泄・日常生活動作・日常生活行為等の介助・指導

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 ・起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事援助を行います。 ・調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

### 3. 事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社 健康館
所在地〒	259-0301
所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町中央2-18-19
法人代表電話番号	0465-63-1450
法人の種別	営利法人
代表者	代表取締役 瀬戸美すゞ
設立年月	平成15年8月
ホームページ	<a href="https://the-kenkoukan.com">https://the-kenkoukan.com</a>
法人が行なう他の業務	■地域密着型通所介護 ■通所介護 ■総合事業(通所型サービス) ■小規模多機能型居宅介護 ■居宅介護支援 ■訪問介護 ■訪問看護 ■サービス付き高齢者向け住宅 ■家事代行サービス ■宿泊サービス ■放課後等デイサービス(児童福祉)

#### 4. 事業所(店舗)の概要

事業所名	訪問介護ステーション百年の杜大磯
介護保険事業所番号	1471300697
開設年月日	平成26年3月1日
所在地〒	259-0111
所在地	中郡大磯町国府本郷88-1
連絡先	0463-73-5585
管理者	三上ちひろ
営業日(窓口)	月曜日～日曜日・祝祭日
営業時間(窓口)	8時00分～17時00分
サービス提供日	月曜日～日曜日・祝祭日
サービス提供時間	24時間 利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします
休業日	■年中無休
通常の事業の実施地域	大磯町 二宮町 小田原市(小船、中村原、前川) 平塚南地域(唐ヶ原、黒部丘、撫子原、花水台、虹ヶ浜、菟平、桃浜町、松風町、龍城ヶ丘、袖ヶ浜、代官町、夕陽ヶ丘、幸町、高浜台、久領堤、馬入、千石河原、須賀)上記以外の地域は要相

#### 5. 職員の職種・人数・職務内容

職種	人数	職務内容
管理者	1名(常勤)	■職員管理 ■業務の実施状況把握 ■事業所の一元管理 ■法令遵守の指揮命令
サービス提供責任者	2名以上	■サービスの連絡・調整・決定・契約 ■サービス担当者会議への参加 ■介護計画書等の帳票作成 ■他の訪問介護員の指導
介護職員	5名以上	■身体・行為の介助 ■生活援助

#### 6. 秘密保持・個人情報保護

- 事業者は、業務上知り得た利用者・家族に関する秘密・個人情報について、利用者・第三者の生命・身体等に危険がある場合等の正当な理由がある場合を除き、契約中・契約終了後問わず、第三者に漏らす事を致しません。但し、個人情報使用同意書の使用欄においては、その目的においてのみ使用する事とします。
- 事業者は、職員の退職後においても秘密・個人情報の漏洩を防ぐ為、必要な措置を講じます。

#### 7. 緊急時・事故発生時の対応

- サービス提供中に、体調の急変や利用者に対する事故が生じた場合、必要に応じて応急手当を行うと共に、速やかに 救急隊・主治医・医療機関・家族・ケアマネージャー(又は地域包括支援センター)・区市町村・関係者等に連絡を行い、適切な措置を行ないます。
- 救急対応時は基本的にご家族引渡しまでは職員の付き添いを行います。その日の人員体制等によって運営に支障をきたす場合には付き添いが出来ない場合もございます。
- 事故に関する記録を作成し、事故の原因を解明して、再発防止に努めます。

#### 8. 損害賠償

- サービス提供中に事業者の故意・過失により事故が発生した場合、損害賠償を行います。
- 以下の原因で事故が発生した場合、損害賠償は行いません。
  - 1 心身の状況・病歴・危険性・必要事項について虚偽・不実の告知を行った場合
  - 2 疾病・持病による急激な体調の変化の場合
  - 3 事業者からの指示・依頼に反して行なった場合
  - 4 自然災害の場合
  - 5 その他、事業所の責に帰すべき事由によらない場合
- 利用者や家族の責に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者や家族は連帯して、事業者に対して損害賠償を行なって頂きます。

事業者は、損害賠償を履行する為、下記の損害賠償保険に加入しています。

- 保険会社名： あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- 保険名： 介護保険・社会福祉事業所総合保険

## 9. 身体拘束・制限行為について

- 事業者は、身体拘束・制限行為を行いません。但し、利用者・第三者の生命・身体を保護する為、緊急止むを得ない場合は、その限りではありません。
- 事業者は、身体拘束・制限行為を実施した場合、直ちに日時・心身の状況・対応・拘束や制限理由・当該行為が必要と判断した職員・当該行為を実施した職員・その他必要な事項について、ケア記録等に記録し、家族や関係機関へ報告します。

## 10. 虐待防止の取組み

- 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
  - 1 虐待防止に関する担当者を選定しています。  

虐待防止に関する担当者：管理者 三上ちひろ
  - 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します
  - 3 虐待防止のための指針の整備をしています
  - 4 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
  - 5 サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. ハラスメントの防止の取組み

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
  - 1 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
  - 2 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
  - 3 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
 上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、社内には相談窓口を設置しています。
- ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。



## 12.衛生管理の取組み

- 職員の清潔保持や健康状態について、必要な管理を行います。
- 設備・備品について、衛生的な管理を行ないます。
- 事業所において感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携に努めます。

## 13.業務継続に向けた取組み

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。
- 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 14.職員研修

- 従業者の質的向上を図る為、研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修：採用後1ヶ月以内
- 2 継続研修：年1回以上

## 15.第三者による評価の実施状況

- |            |     |
|------------|-----|
| 第三者評価の実施状況 | 未実施 |
|------------|-----|

## 16.ご利用にあたっての留意事項

- 利用予定に関する事
  - 1 利用者の都合によりサービス利用を2ヶ月以上休んだ後、再開を希望された場合、利用曜日の変更や、ご利用再開をお待ち頂く場合があります。
  - 2 利用曜日の変更・追加の希望に関して、事業所の稼働状況によりお待ち頂く場合が有ります。

## 17.ご利用にあたっての禁止事項

当事業所では、利用者に安全且つ快適にご利用頂く為に、次の禁止事項を定めております。本規則をお守り頂けない場合、やむを得ずサービス提供を終了させて頂く場合があります。尚、問題が生じても、当事業所での責任は負いかねます。又、当事業所が損害を被った場合、損害賠償を行なって頂く場合も御座います。

### 1 介護保険上、提供できないサービス

- 医療行為や年金等の金銭の取扱い。  
※(ただし買い物等に伴う少額の金銭の取扱は可能です。また、特別な事情がある場合その限りではありません。)
- 利用者以外の洗濯・調理・買い物・布団干しなど。
- 主として利用者が使用する居室以外の清掃。
- 商品の販売や農作業等生産の援助的な行為。・草むしり、植木の剪定、草木の水やり、ペットの世話など。
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけなど。
- 来客の応接(お茶、食事の手配など)
- 特別な手間をかけて行う調理(おせち料理など)
- 家具、電気器具の移動、修繕など。

## 18. 苦情相談窓口

- サービス提供に関する苦情がある場合、事業所・市町村・国民健康保険団体連合会・県に対して、苦情を申し立てる事が出来ます。
- 事業者は、苦情対応の窓口及びその連絡先を明らかにすると共に、苦情の申し立てがあった場合には、迅速・適切に対処し、サービスの向上や改善に努めます。又、利用者が苦情の申し立て等を行なった事を理由として、何ら不利益な扱いをする事はありません。

### ■ 事業所の苦情相談窓口

連絡先名称	訪問介護ステーション百年の杜大磯
電話	0463-73-5585
受付日時	月曜日～日曜日・祝祭日8時00分～17時00分
窓口担当者	三上ちひろ

### ■ 行政機関の苦情相談窓口(土・日・祝祭日・年末年始を除く)

区市町村	部署	連絡先
大磯町	福祉課高齢福祉係	0463-61-4100
二宮町	福祉保健課介護保険班	0463-71-3311
小田原市	福祉健康部高齢介護課	0465-33-1827
平塚市	福祉部介護保険課	0463-21-8790
神奈川県	国民健康保険団体連合会介護保険課	0570-022110

## 19. 利用料金等

事業所名 : 訪問介護ステーション百年の杜大磯  
 サービス名 : 総合事業訪問型サービス  
 地域加算 : 10.42 大磯町

下記の料金とは別に介護職員等処遇改善加算Ⅰ(合計単位数の24.5%)が発生します。

※但し令和6年6月から適用。令和6年5月までは、従来通り介護職員等処遇改善加算Ⅰ(13.7%)介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(6.3%)介護職員等ベースアップ等支援加算(2.4%)が発生します。

	総合事業	1割負担	2割負担	3割負担
総合事業	総合事業訪問介護費(Ⅰ)	1,226	2,451	3,676
	総合事業訪問介護費(Ⅱ)	2,448	4,896	7,343
	総合事業訪問介護費(Ⅲ)	3,884	7,767	11,651
	総合事業訪問介護費(Ⅳ)	280	559	838
	総合事業訪問介護費(Ⅴ)	284	567	851
	総合事業訪問介護費(Ⅵ)	299	598	897
	初回加算(1月につき)	209	417	626
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	105	209	313
	同一建物減算	10%減算	10%減算	10%減算
	特定事業所加算Ⅱ	10%加算	10%加算	10%加算

### ※その他の減算

・高齢者虐待防止未実施減算(虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合所定単位数の1/100相当単位数減算)

### ■ 請求方法

計算方法	1ヶ月分単位(毎月1日～末日分)
請求書の発行日	利用月の翌月10日以降
お支払方法	口座引落
口座引落日	利用月の翌月27日(土・日・祝日の場合は翌日)

領収書の発行日	利用料の支払完了後
---------	-----------



ご事情により現金支払をご希望の場合、別途お申し出下さい。  
口座解約・残高不足で引落が出来ない場合、現金又は振込にてお支払い頂く場合があります。

#### ■キャンセル料

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	なし
利用予定日の当日	なし

#### ■留意事項

※ 利用者が支払う自己負担金額は、介護保険制度で定められている金額となります。  
尚、契約期間中に介護保険法令が改正された場合には、改正後の金額が適用されます。

以下の場合の利用料は、利用者の全額負担(介護保険無補助)となります。

- 要介護認定前に既にサービスが提供された後、要介護認定申請の結果が自立となった場合
- 要介護認定前に既に提供されたサービスの合計料金が、要介護認定後の「区分支給限度基準額」の限度を超えた場合(限度額超過)、限度を超えた分に対する利用料
- 介護保険料(年金天引き等)の支払い滞納がある場合

※ 介護保険給付対象外サービス(全額自己負担)の費用支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対し、事前に文書で説明を行ない、同意を得ます。

重要事項説明 同意書

■事業者(法人)

所在地 : 神奈川県 足柄下郡 湯河原町 中央2-18-19  
名称 : 株式会社 健康館  
代表者 : 代表取締役 瀬戸 美すゞ

■事業所(店舗)

所在地 : 神奈川県中郡大磯町国府本郷88-1  
名称 : 訪問介護ステーション百年の杜大磯  
説明者 : 三上ちひろ

事業所  
印

説明者  
印

上記の説明者から重要事項の説明を受け、その内容に同意し、交付を受けました。

■利用者本人署名・押印欄

契約日 : 令和 年 月 日

住所 :

氏名 :

印

■署名代行者署名・押印欄

住所 :

氏名 :

印

続柄 :